

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京 都 中 央 信 用 金 庫 理 事 長 白 波 瀬 誠			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	790 台	10 台	56 台	734 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	56.9	キログラム	60.2	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	年2回定期点検実施 その他漏洩点検(2日)実施			
	廃 棄 時	更新及び撤去廃棄時に施工業者へ回収破壊処理を実施指示			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	上記同様 点検実施 異常発生時に点検業者にて対応			
	廃 棄 時	上記同様 回収破壊処理を実施するように指示 破壊処理証明を保管			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	更新時にはCo2排出の少ない機器を優先採用する				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。